

評価項目・評価点・評価内容・提出書類等

〈詳細シート〉

平成29年度～平成32年度

大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)他9施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札

企画提案書等の作成及び提出にあたっての注意事項(大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)他9施設)

- 1 企画提案書(様式等)、関係書類及び関係資料(以下「企画提案書等」という。)を作成するにあたっては、評価項目の概要版及び詳細シートをよく読んで作成してください。
なお、作成にあたり、不明な点や疑問点があれば、所定の期間内に所定の方法にて質問し、ご確認ください。
- 2 本入札は、総合評価一般競争入札制度により落札候補者を決定するため、入札参加者は、入札書とともに企画提案書等を提出しなければなりません。
企画提案書等は、入札公告で指定した方法で提出してください。
企画提案書等が指定日に届かない場合は、無効となります。
また、一度提出された企画提案書等の差し替えや訂正、追加及び撤回等は一切できませんのでご注意ください。
なお、企画提案書等は、落札決定後においても返却いたしません。
- 3 企画提案書等については、「正本」及び「副本」をそれぞれ1部ずつ提出してください。
なお、企画提案様式への社名、代表者職・氏名の記載や押印については「正本」のみとし、「副本」については、社名、代表者職・氏名の記載や押印はしないでください。
また、その他提出資料についても、「副本」については、社名・社標等を含め、会社が類推される記載については、マスキングを施してください。(「副本」のマスキング箇所の事例：社名、社標、担当部署名、住所、社員氏名、印、郵便番号、電話番号、ホームページURL など)
※「副本」に添付されている書類が、「正本」に添付されていない場合は、提出したものと認めず採点の対象とはいたしません。
また、「正本」と「副本」の内容が異なる場合等は、「正本」を基準として採点しますので、誤りのないよう十分にご確認ください。
- 4 各評価項目において企画提案書等(「正本」)の提出がない場合は、当該評価項目の評価を得ることはできません。
同日同種の公告案件で、複数入札する場合でも、それぞれの案件について、必ず漏れなく企画提案書等を提出してください。(例えばISOの登録証等が、A施設案件に添付されていたとしても、B施設案件には添付されていない場合、B施設案件の評価点は得られません。(内容が企業としての取組みであっても、個々の案件ごとに評価します。))
- 5 企画提案書等の提出資料において、必要事項が未記入であったり、誤って記入されている場合は、当該項目の評価点は得られません。
(同日同種の公告案件で複数入札する場合において、他の案件から、未記入の内容が推察される場合や誤記入であることが分かる場合であっても、個々の案件ごとに評価します。)
- 6 企画提案書等は、「正本」及び「副本」ともA4サイズの片面印刷で、「様式1」～「様式13」の順番(関係書類及び関係資料を含む)に、通しのページ番号(ページ下部中央)を記載し、それぞれA4判ファイルに綴じて提出してください。
なお、各企画提案書等の間に分割するために用紙を挟みこんだり、インデックスの貼付け、ホッチキス留めはしないでください。
- 7 提出を求めている資料は添付しないでください。
- 8 企画提案書等の提出にあたっては、記入誤りが無いか再度確認するとともに、提出書類を付け忘れていないかを企画書等様式集の「提出書類チェックシート」で確認してください。
なお、「提出書類チェックシート」については、企画提案書等提出時に(様式1)の前にファイリングして提出してください(提出書類チェックシートへのページ番号の記載は不要です。)

※ 落札決定後に締結する契約の相手方の責めに帰すべき理由により、提案した内容が各評価項目に定める履行期限までに履行されていない場合は、当該履行期限の属する府会計年度の翌会計年度から起算して3会計年度の間実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件[注]において、履行されていない評価項目に係る提案は評価しませんのでご注意ください。(詳しくは、各「評価項目詳細シート」をご覧ください。)

[注]「清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件」とは、下記の施設案件が対象。但し本入札以降、対象施設が増えた場合には、その施設も含むものとする。)

大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪産業技術研究所、大阪府門真運転免許試験場、大阪府警察本部本庁舎、大阪府三島府民センタービル、大阪府北河内府民センタービル、大阪府中河内府民センタービル、大阪府南河内府民センタービル、大阪府泉北府民センタービル、大阪府泉南府民センタービル、大阪府光明池運転免許試験場、大阪府立大学羽曳野キャンパス、日本万国博覧会記念公園(園内及び万博記念ビル)

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[1] 価格評価	項目	入札金額の評価
評価点	総点	50点	個別点	50点
評価内容	詳細	<p>・低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点は一律最高点(50点)とする。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。</p> <p>・低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札金額で除して得た率を価格評価最高点(50点)に乗じて算出する(小数点以下切捨)。 ※予定価格を超える金額で入札を行った者の価格評価は行わない。</p>		
提出書類		<p>○入札書(施設により提出方法が異なる)</p> <p>・所定の用紙(入札書)による対象施設 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター、大阪産業技術研究所</p> <p>・電子入札システムへの入力による対象施設 大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)、大阪府警察本部庁舎、大阪府門真運転免許試験場</p>		
加点方法		右記記載の「価格評価点算出方法の例示」を参照。		
評価時確認方法他		<p>・低入札価格調査制度を併用。 → 低入札価格調査基準価格を下回る金額で入札を行う者は、積算に関する根拠資料等の提出が必要。 根拠資料等の提出がなされずに、低入札価格調査基準価格を下回る金額で入札を行った者の入札は無効。</p>		

価格評価点算出方法の例示			
予定価格:350,000,000円		価格評価最高点:	50点・・・A
		低入札価格調査基準価格:	266,000,000円・・・B
入札参加者	入札金額(仮定)	価格評価点	備考
1	360,000,000	—	予定価格超
2	350,000,000①	38	A×(B÷①)小数点以下切捨
3	300,000,000②	44	A×(B÷②)小数点以下切捨
4	266,000,000③	50	A×(B÷③)小数点以下切捨
5	250,000,000④	50	価格評価点差なし
6	230,000,000⑤	50	価格評価点差なし

<その他>

◆総合評価を行った結果、落札候補者となった者の入札金額が低入札価格調査基準価格以上である場合は、その者が落札者となる。

◆総合評価を行った結果、落札候補者となった者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、業務が適正に履行されると判断された場合は、その者が落札者となる。
→ 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合は、落札者として、総合評価点の次順位者が落札候補者となる。

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	〔2〕技術的評価	項 目	-																																															
評 価 点	総 点	14点	個別点	14点(予備点17点)																																															
評 価 項 目	細 分 類	研修体制 履行体制 品質保証への取組																																																	
	提出書類	・詳細は、別紙3～6参照。																																																	
	加点方法	・上記について、予備点17点<詳細は、別紙3～6参照>を算出し評価点(総点14点)に換算する。 換算方法は以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">予備点</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価点</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予備点</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価点</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予備点</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価点</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">13</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">14</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			予備点	0	1	2	3	4	5	6	評価点	0	1	2	3	4	5	6	予備点	7	8	9	10	11	12	13	評価点	7	8	9	10	11	12		予備点	14	15	16	17				評価点	13		14			
予備点	0	1	2	3	4	5	6																																												
評価点	0	1	2	3	4	5	6																																												
予備点	7	8	9	10	11	12	13																																												
評価点	7	8	9	10	11	12																																													
予備点	14	15	16	17																																															
評価点	13		14																																																
評価時確認方法	・詳細は、別紙3～6参照。																																																		

履行担保方法	・詳細は、別紙3～6参照。	
契約期間中 確認方法	・詳細は、別紙3～6参照。	
注 意 事 項	配 付 資 料 等	・詳細は、別紙3～6参照。
そ の 他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[2] 技術的評価 (研修体制)	項目	I 技術力向上のための研修制度等の設置
評価点	総点	14点	個別点	予備点4点
評価内容	詳細	<p>1 研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。 (平成28年4月1日から平成29年3月31日までに実施した研修)</p> <p>2 契約期間中(平成30年1月31日までに実施)の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する。</p>		
提出書類	<p>1 研修実施報告書(様式1)</p> <p>2 研修実施計画書(様式2)</p>			
加点方法	<p>1 研修実施報告書(様式1)で、過去1年間(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価して加点する。 → 予備点2点</p> <p>→ 人権研修及び警備業法に基づく法定研修は評価対象としない。</p> <p>→ 企業独自の研修、外部機関への研修派遣を問わない。</p> <p>2 研修実施計画書(様式2)で、研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価して加点する。 → 予備点2点</p> <p>→ 人権研修及び警備業法に基づく法定研修は評価対象としない。</p> <p>→ 企業独自の研修、外部機関への研修派遣を問わない。</p> <p>→ 当該業務に対する履行期間中の研修の計画を評価するため、研修計画については、平成30年1月31日までに終了する研修を対象とする。</p>			
評価時確認方法	<p>1 研修実施報告書(様式1)により確認を行う。(右欄の注意事項参照)</p> <p>→ 研修実施内容がわかるよう詳細に記入すること。</p> <p>2 研修実施計画書(様式2)により確認を行う。</p> <p>→ 研修予定内容がわかるよう詳細に記入すること。</p>			

履行担保方法	<p>・研修実施計画書を仕様書に規定する。</p>	
契約期間中 確認方法	<p>・2について、研修実施後は研修実施報告書(契約締結後配布)により報告を求め、受講修了証(修了証が発行されていない場合は、受講者名簿の写しで可)及び研修レジュメ等の写しにより確認を行う。</p>	
注 意 事 項	<p>1について</p> <p>・研修実施の確認については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより行う。 →落札候補者となったときは、ヒアリング時に受講修了証(修了証が発行されていない場合は、受講者名簿の写しで可)及び研修レジュメ等の写しを提出していただく。</p> <p>2について</p> <p>○医療施設(その他◆1を参照)においては、 ・全ての作業員に対して、院内感染防止等の医療事故防止に即した研修、患者等に対する接遇(言葉づかい、マナー)研修が計画されているかどうかについても評価する。 ・従業員におけるセクハラ・パワハラに関する研修が計画されているかどうかについても評価する。</p> <p>○その他の施設においては、 ・全ての作業員に対して、一般来庁者等に対する接遇(言葉づかい、マナー)研修が計画されているかどうかについても評価する。 ・従業員におけるセクハラ・パワハラに関する研修が計画されているかどうかについても評価する。</p> <p>※提案内容不履行の場合 当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、研修計画に係る提案内容が平成30年1月31日までに履行されていない場合は、平成30年度から平成32年度までに実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件(その他◆2に記載の施設案件)において、評価内容2の研修計画は評価しない。</p>	<p>1～2共通</p> <p>・人権研修は評価の対象としない。 → 契約上、必須のものであるため。 ・警備業法に基づく法定研修は、評価の対象としない。 ・企業独自の研修又は外部機関への研修派遣を問わない。</p>
配 布 資 料 等	配 布 資 料 等	
そ の 他	<p>◆1 医療施設： 大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター</p> <p>◆2 「清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件」とは、下記の施設案件が対象。 (但し本入札以降、対象施設が増えた場合には、その施設も含むものとする。)</p> <p>大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪産業技術研究所、大阪府門真運転免許試験場、大阪府警察本部本庁舎、大阪府三島府民センタービル、大阪府北河内府民センタービル、大阪府中河内府民センタービル、大阪府南河内府民センタービル、大阪府泉北府民センタービル、大阪府泉南府民センタービル、大阪府光明池運転免許試験場、大阪府立大学羽曳野キャンパス、日本万国博覧会記念公園(園内及び万博記念ビル)</p>	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	〔2〕 技術的評価 (履行体制)	項 目	II 適正な履行を確保するための仕様に対応した作業計画表等の確認
評価点	総 点	14点	個別点	予備点4点
評 価 内 容	詳 細	1 各施設の仕様に基づく日常清掃業務、定期清掃業務及びその他業務の作業計画表等の内容及び作業員の配置状況等を評価する。		
提出書類	① 日常清掃業務作業計画表(様式指定なし) ② 定期清掃業務作業計画表(様式指定なし) ③ その他業務の作業計画表(様式指定なし) ④ 業務実施体制図(様式指定なし) ※ ②及び③は、該当施設のみ適用する。			
加点方法	・仕様に即した内容の作業計画表を評価して加点する。 → 予備点2点 ・仕様に即した内容の作業員配置計画を評価して加点する。 → 予備点1点 ・業務実施体制図の整備状況を評価して加点する。 → 予備点1点			
評価時確認方法	・各業務ごとの作業計画表により確認を行う。 ・作業計画表の作成にあたっては、「作業計画表の作成例」(企画書等様式集の巻末に参考例示)を参考に作成(A4サイズ)すること。 ※当該施設の仕様書に沿った作業計画表を作成すること。			

履行担保方法	・作業計画表等を仕様書に規定する。		
契約期間中 確認方法	・日々の履行検査により確認を行う。		
注 意 事 項	・作業計画表の提出があった場合においても、作業内容等の確認が行えないもの、あるいは不明瞭な内容のもの、仕様に基づく業務を加味していない内容のものは評価をしない。		
配 布 資 料 等	・「作業計画表の作成例」(企画書等様式集の巻末に参考例示)		
そ の 他			

評価項目詳細シート

評価項目	分類	〔2〕技術的評価 (品質保証への取組)	項目	Ⅲ 品質保証への配慮
評価点	総点	14点	個別点	予備点5点
評価内容	詳細	1 入札参加者の入札日の前日時点の品質ISO9001認証の取得状況(申請中を含む)を評価する。		
		2 苦情処理要領(マニュアル等)の整備状況及び内容を評価する。		
提出書類	1 品質ISO登録証(写し)又は、品質ISOを申請中である旨の証明書 2 苦情処理要領(マニュアル等) (様式指定なし)			
加点方法	○入札参加者の品質保証への配慮状況に応じて評価 (予備点 5点) 1 ISO9001の取得状況に応じて評価する。 ・ISO9001取得者 → 予備点3点 ・ISO9001申請中の者 → 予備点2点 2 苦情処理要領(マニュアル等)の有無及び内容に応じて加点する。 → 予備点2点			
評価時確認方法	1 ISO9001の登録証(写し)及び申請中である旨の証明書で確認する。 2 苦情処理要領(マニュアル等)及び所定様式(苦情処理要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等)の添付により確認する。			

履行担保方法	・苦情処理体制(要領又はISO9001に規定する品質マネジメントの取組等)を仕様書に規定する。		
契約期間中 確認方法	・当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領(マニュアル等)に基づいた処理がなされたかについて確認を行うことがある。		
注 意 事 項	・苦情処理要領(マニュアル等)が不明瞭なもの(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法等が明記されていないもの)は評価しない。		
	配布資料等		
その他			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	[2] 技術的評価 (品質保証への取組)	項目	IV 自主検査体制の整備状況
評価点	総点	14点	個別点	予備点4点
評価内容	詳細	1 自主検査体制の整備状況进行评估する。 2 当該業務における自主検査体制の計画内容を評価する。		
提出書類	1 自主検査体制規程等(様式指定なし) 2 当該業務における自主検査体制計画書(様式指定なし)			
加点方法	1 自主検査体制の規程の有無及び内容を評価して加点する。 → 予備点2点 2 当該業務における自主検査体制計画書の有無及び内容を評価して加点する。 → 予備点2点			
評価時確認方法	1 自主検査体制に関する規程を確認する。 2 当該業務における自主検査体制計画書を確認する。			

履行担保方法	・自主検査体制計画書を仕様書に規定する。	
契約期間中 確認方法	・自主検査体制計画書に基づき、所定の時期に検査報告、検査結果に伴う改善指示及び改善結果報告等を書面で求め、 企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認することがある。	
注 意	1 自主検査体制に関する規程の提出があった場合においても、不明瞭な内容のもの、明らかに実行性がないものは評価をしない。 2 自主検査体制計画書の提出があった場合においても、確認が行えない内容のもの、あるいは不明瞭な内容のもの、明らかに実行性がないものは評価しない。	
事項 項	配布資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	I 知的障がい者等の就業状況
評価点	総点	30点	個別点	3点
評価内容	詳細	<p>1 当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数(以下、「配置基準人数」という。)どおりの配置提案(平成30年2月1日までに現場配置)について評価する。</p> <p>※ 配置基準人数は、別紙8「各施設の知的障がい者の配置人数に対する評価点及び就業状況等」1欄を参照。</p>		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者配置数提案書(様式3) 			
加点方法	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準人数どおりの配置提案を評価して加点する。(3点) ※ 当該人数の提案については、別紙8の「1 当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数」欄に掲げる人数の範囲内で提案するものとする。 ※ 知的障がい者の配置については、1人1週あたりの勤務時間を30時間以上とするとともに、期間の定めのない雇用契約とすること。大阪府門真運転免許試験場及び大阪府警察本部本庁舎以外の施設の提案においては、知的障がい者の配置に代えて精神障がい者を配置することも可能とする。精神障がい者を配置する場合は、週30時間未満の雇用でも可能(但し、原則週20時間以上)とするが、複数配置することにより、その勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間毎に配置基準人数1人を配置したものとする。 ※ 重度知的障がい者の就業者数については、1人を配置することにより配置基準人数2人配置したものとして換算する。 			
評価時確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者配置数提案書(様式3)により確認を行う。 			

履行担保方法	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者配置数提案書(様式3)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。
契約期間中確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者又は精神障がい者の雇用及び配置は、雇用契約を証する書類(写し)と従事者名簿(写し)により確認を行う。→ 知的障がい者又は精神障がい者であることを証する書類(療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等)の写しの提出を求める。 重度知的障がい者の雇用及び配置は、雇用契約を証する書類(写し)と従事者名簿(写し)により確認を行う。→ 重度知的障がい者であることを証する書類(療育手帳等)の写しの提出を求める。 当該清掃業務において知的障がい者又は精神障がい者を新たに雇用した場合又は解雇した場合(既に雇用関係があり配置転換した場合も含む)は、就業者数等報告書(契約締結後配布)の提出を求めるとともに、新たに雇用する者については、知的障がい者又は精神障がい者であることを証する書類(療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等)の写しを提出させ確認を行う。 配置提案人数(本評価内容において提案した人数)に満たない場合が生じた際は、速やかに欠員を補充すること。速やかに欠員補充がなされない場合は、配置提案人数を満たすべき旨を書面により明示し改善勧告を行う。
注	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者の配置については、1人1週あたりの勤務時間を30時間以上とするとともに、期間の定めのない雇用契約とすること。大阪府門真運転免許試験場及び大阪府警察本部本庁舎以外の施設の提案においては、知的障がい者の配置に代えて精神障がい者を配置することも可能とする。精神障がい者を配置する場合は、週30時間未満の雇用でも可能(但し、原則週20時間以上)とするが、複数配置することにより、その勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間毎に配置基準人数1人を配置したものとする。但し、現在府の総合評価一般競争入札制度においては、知的障がい者のみが清掃業務に従事(別紙8参照)しており、これらの知的障がい者の継続雇用を優先的に確保するため、評価内容3(別紙10参照)においてはその継続雇用の応諾を求めている。 重度知的障がい者については、1人を配置することにより配置基準人数2人配置したものとして換算する。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在就業している知的障がい者が同一施設における就業を希望している場合は、現場配置期限(平成30年2月1日)に関わらず評価内容3(別紙10参照)の継続雇用に関する提案内容に基づき継続雇用を行うこと。 知的障がい者、精神障がい者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。また、重度知的障がい者とは、同法第2条第5号に規定する重度知的障害者をいう。具体的には、知的障害者更生相談所や障害者職業センター等により重度の判定がなされた知的障がい者のことをいう。 ※提案内容不履行の場合 当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、評価内容1の提案が平成30年2月1日までに履行されていない場合は、平成30年度から平成32年度までに実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件〔評価
配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府における行政の福祉化の取組みについて(別添1) 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)について(別添2)
その他	

各施設の知的障がい者の配置人数に対する評価点及び就業状況等

清掃業務等実施施設	当該清掃業務等実施施設における要配置提案人数(注)	左のうち実就業者人数(注) (平成29年4月1日現在)	1 当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数		当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数を超える就業者については、評価内容3(別紙10)により提案すること。	
			評価点(3点)			
			0点	3点		
大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)	14人	13人	14人	0~13人 15人以上	14人	0人
大阪急性期・総合医療センター	7人	7人	4人	0~3人 5人以上	4人	3人
大阪はびきの医療センター	5人	5人	4人	0~3人 5人以上	4人	1人
大阪精神医療センター	2人	2人	2人	0~1人 3人以上	2人	0人
大阪国際がんセンター	3人	3人	3人	0~2人 4人以上	3人	0人
大阪母子医療センター	3人	3人	2人	0~1人 3人以上	2人	1人
大阪府立大学中百舌鳥キャンパス	5人	5人	4人	0~3人 5人以上	4人	1人
大阪産業技術研究所	3人	3人	2人	0~1人 3人以上	2人	1人
大阪府門真運転免許試験場	3人	3人	3人	0~2人 4人以上	3人	0人
大阪府警察本部本庁舎	2人	1人	2人	0~1人 3人以上	2人	0人

注) 上記「当該清掃業務等実施施設における要配置提案人数」は、「1 当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数」とする。「当該清掃業務等実施施設における知的障がい者配置基準人数を超える就業者数」については、別紙10 継続雇用等に関する項目にて評価することとする。

当該清掃業務等実施施設における要配置提案人数の合計」と「左のうち実就業者人数」の人数に相違があるのは、実就業者人数中に重度知的障がい者が含まれ、実人数1人の配置を2人分の配置基準人数に換算しているため。

評価項目詳細シート

評価項目	分類	〔3〕公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	I 知的障がい者等の就業状況
評価点	総点	30点	個別点	1点※
評価内容	詳細	2 知的障がい者(当該清掃業務等実施施設における就業者)の雇用条件等の提案内容及び平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札により雇用した知的障がい者に対する本件入札日の前日以前3年間に解雇実績(本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く)がないことを評価する。		
提出書類	・雇用条件等及び解雇実績に関する報告書(様式4-1)			
加点方法	<p>2-(1) 当該清掃業務等実施施設で就業する知的障がい者の雇用条件等を評価する。(1点※)</p> <p><評価内容></p> <p>①雇用契約日 ②勤務時間 ③勤務日数及び有給休暇等 ④賃金等 ⑤各種保険加入 ⑥通勤手当の支給 ⑦その他事項について、労働基準法等の関係法令に抵触していない内容かについて、確認を行い評価する。</p> <p>2-(2) 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札により雇用した知的障がい者に対する、本件入札日の前日以前3年間に解雇実績(本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く)がないことを評価する。(1点※)</p> <p><評価内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件入札日の前日以前3年間に、知的障がい者に対する解雇の実績が無いことを評価する。 ・「解雇実績」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第81条に規定する、公共職業安定所長に届け出が必要な解雇を行ったことをいう。(◆その他欄参照のこと。) ・解雇実績がある場合は、この評価内容(1点)は0点とする。 <p>※2-(1)の提案において、労働基準法等関係法令に抵触していない場合に1点を加点する。 -2-(1)の雇用条件等の提案内容について、労働基準法等の関係法令に抵触している提案である場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。</p> <p>※2-(2)の評価対象となる知的障がい者がある場合にあっては、上記知的障がい者に対する解雇実績がない場合は労働条件等の加点を減じず、解雇実績がある場合は雇用条件等の加点を1点減じ0点とする。</p>			
評価時確認方法	・雇用条件等及び解雇実績に関する報告書(様式4-1)により確認を行う。			

履行担保方法	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件等及び解雇実績に関する報告書(様式4-1)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 ・提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。 	
契約期間中確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案のあった内容は、府の関係部局等によりヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。 	
注意事項	注	<ul style="list-style-type: none"> ・現在府の総合評価一般競争入札制度においては、知的障がい者のみが清掃業務に従事(別紙8参照)しており、これらの知的障がい者の継続雇用を優先的に確保するため、評価内容3(別紙10参照)においてはその継続雇用の応諾を求めている。 ・本件入札日の前日以前3年間の雇用実績に関する評価の対象者は、平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用した知的障がい者を対象とする(当該清掃業務等実施施設及び当該清掃業務等実施施設以外の現場就業者)。 ・提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングを行うとともに、賃金台帳等で事後の確認を行う。 なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。
	事	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者、精神障がい者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。
その他	配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号) 第81条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合その他厚生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。 (第2項 略) ◆障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号) 第41条 法第81条第1項の厚生労働省令で定める場合は、天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより障害者である労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。)を解雇する場合とする。

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	I 知的障がい者等の就業状況
評価点	総点	30点	個別点	2点
評価内容	詳細	<p>3 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用している知的障がい者の継続雇用等に応諾する提案を評価する。</p> <p>※何らかの事情により当該知的障がい者が退職し、その後任として清掃業務に従事している知的障がい者がいる場合、その者をもって充てることを応諾する内容を含む。</p> <p>※平成29年4月1日現在、大阪府本庁舎(咲洲庁舎を含む)では、大阪府本庁舎で9名、咲洲庁舎では4名の知的障がい者が清掃業務に従事しており、大阪府本庁舎と咲洲庁舎との間で配置転換等が行われる場合は当該知的障がい者の希望を確認したうえで行うことを応諾する内容を含む。</p>		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 継続雇用等に関する提案書(様式4-2) 			
加点方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用している知的障がい者の継続雇用等に応諾する提案を評価し加点する(2点)。 ※応諾内容の詳細については、継続雇用等に関する提案書(様式4-2)を参照。 ※本評価内容に応諾する提案がない場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。 			
評価時確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 継続雇用等に関する提案書(様式4-2)により確認を行う。 			

履行担保方法	<ul style="list-style-type: none"> 継続雇用等に関する提案書(様式4-2)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 企業間の引継ぎの際には、府の関係部局等が積極的に関与し継続雇用等の担保を図る。 	
契約期間中確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 提案のあった内容は、府の関係部局等によりヒアリングを行うとともに、事後の確認を行う。 企業間の引継ぎの際には、府の関係部局等が積極的に関与し継続雇用等の担保を図る。 	
注意事項	注	<ul style="list-style-type: none"> 現在府の総合評価一般競争入札制度においては、知的障がい者のみが清掃業務に従事(別紙8参照)しており、これらの知的障がい者の継続雇用を優先的に確保するため、本評価内容においてはその継続雇用の応諾を求めている。 本評価内容に応諾する提案がない場合は、「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。 提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。
	意	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者、精神障がい者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。
	配布資料等	
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	I 知的障がい者等の就業状況
評価点	総点	30点	個別点	6点
評価内容	詳細	<p>4 知的障がい者又は精神障がい者の雇用を実現するための支援体制の提案内容(支援機関に相談の上、企業として実施する具体的な内容)を評価する。 ※本項目の提案対象は、本件総合評価一般競争入札に基づき、当該清掃業務等実施施設及び当該清掃業務等実施施設以外の施設で雇用する知的障がい者又は精神障がい者に対する支援体制とする。</p> <p>(1)専任支援者の配置の有無</p> <p>(2)支援方法</p> <p>① 現場作業における支援</p> <p>② その他職場定着のための支援</p>		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 支援企画書(様式5) 			
加点方法	<p>専任支援者の配置の有無並びに支援方法の具体性及び実現可能性を総合的に勘案し評価して加点する(6点)。</p> <p>(1) 専任支援者の配置の有無(1点) ※4-(1)の「専任支援者の配置の有無」について評価が得られない場合は「I 知的障がい者等の就業状況」の項目の評価点(12点)は0点とする。</p> <p>(2) 支援方法(5点)</p> <p>① 現場作業における支援(2点)</p> <p>② その他職場定着のための支援(3点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①について評価が得られた場合:2点 ②について評価が得られた場合:3点 ①及び②について評価が得られた場合:5点 上記以外:0点 <p>※本評価内容の提案にあつては、支援機関に相談の上、企業として実施する具体的かつ実現可能な内容を評価する。なお、本件総合評価一般競争入札に基づき、実施する医療施設(大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター)の入札に参加する際の支援方法については、知的障がい者又は精神障がい者が安全に就業できるような内容であるか否かも評価の内容とするので留意のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者又は精神障がい者の雇用については、支援方法が非常に重要であるため、提案に際しては、現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関(エル・チャレンジ等)の担当者と実際に支援等に関する相談を行った上、企業として実施する具体的な内容を記載すること。また、提案内容については、その具体性及び実現性評価の観点から府の関係部局がその内容や支援機関の実績を確認する。なお、支援企画書(様式5)には、支援機関名、相談を行った日及び連絡先、担当者名を必ず記入すること。 支援機関への相談は、この入札の告示日以降に行うこと。 			
評価時確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 支援企画書(様式5)により確認を行う。 			

履行担保方法	<ul style="list-style-type: none"> 支援企画書(様式5)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 	
契約期間中確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制等導入後は支援報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 現在就業している知的障がい者が同一施設における就業を希望している場合は、現場配置期限(平成30年2月1日)に関わらず継続雇用に関する提案内容に基づき継続的な支援を行うこと。 知的障がい者又は精神障がい者の雇用については、支援方法が非常に重要であるため、提案に際しては、現に当該障がい者の就労支援を行う支援機関(エル・チャレンジ等)の担当者と実際に支援等に関する相談を行った上、企業として実施する具体的な内容を記載すること。また、提案内容については、その具体性及び実現性評価の観点から府の関係部局がその内容や支援機関の実績を確認する。なお、支援企画書(様式5)には、支援機関名、相談を行った日及び連絡先、担当者名を必ず記入すること。 支援機関への相談は、この入札の告示日以降に行うこと。 提案内容については、その具体性及び実現性評価の観点から府の関係部局等がその内容や支援機関の実績を確認する。 本件総合評価一般競争入札に基づき、実施する医療施設(大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター)の入札に参加する際の支援方法については、知的障がい者又は精神障がい者が安全に就業できるような内容であるか否かも評価の内容とするので留意のこと。 提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 知的障がい者、精神障がい者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。 	
配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府における行政の福祉化の取組みについて(別添1) 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(愛称:エル・チャレンジ)について(別添2) 	
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	〔3〕 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項 目	Ⅱ 障がい者雇用に関する取組				
評価点	総 点	30点	個別点	18点中9点(予備点16点)				
評 価 内 容	項 目	1 現在の障がい者の雇用状況						
		2 障がい者の就労支援に関する取組						
提出書類	・詳細は、別紙13～15参照							
加 点 方 法	・上記1～2について、予備点16点<詳細は、別紙13～15参照>を算出し評価点(個別点9点)に換算する。換算方法は以下のとおり。							
	予備点	0	1	2	3	4	5	6
	評価点	0	1	2	3		4	
	予備点	7	8	9	10	11	12	
	評価点	5		6		7		
予備点	13	14	15	16				
評価点	8		9					
評価時確認方法	・詳細は、別紙13～15参照							

履行担保方法	・詳細は、別紙13～15参照	
契約期間中 確認方法	・詳細は、別紙13～15参照	
注 意 事 項	配 付 資 料 等	・詳細は、別紙13～15参照
そ の 他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅱ 障がい者雇用に関する取組																															
評価点	総点	30点	個別点	予備点7点																															
評価内容	詳細	1 現在の障がい者の雇用状況 (1)障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。以下同じ)超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。 (予備点7点) ※雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る場合は、「Ⅱ 障がい者雇用に関する取組」の個別点(9点)は0点とする。雇用障がい者数が法定雇用障がい者数と同数である場合は、「(1)障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。」の予備点(7点)は0点とする。																																	
提出書類	・常用雇用労働者数が50人以上の事業主 平成29年6月1日現在の障害者雇用状況報告書(写し) ・常用雇用労働者数が50人未満の事業主 平成29年6月1日現在の障がい者雇用状況報告書(常用雇用労働者50人未満の事業主用) (様式6-1)																																		
加点方法	・実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数に応じて評価する。(予備点 7点) → 実雇用率及び雇用障がい者数は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定の例により算定するものとする。 (常用雇用労働者数50人未満の事業主についても、同法附則第3条第2項に規定する除外率は事業所ごとに適用し、実雇用率は事業主(企業全体)で算定する。)																																		
	<実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数の予備点配分> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="border: 1px solid black;">実雇用率(%)</th> <th style="border: 1px solid black;">予備点</th> <th style="border: 1px solid black;">法定雇用障がい者数超過数(人)</th> <th style="border: 1px solid black;">予備点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">2.01~2.69</td> <td style="border: 1px solid black;">1点</td> <td style="border: 1px solid black;">1 ~ 3未満</td> <td style="border: 1px solid black;">1点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">2.70~3.35</td> <td style="border: 1px solid black;">2点</td> <td style="border: 1px solid black;">3 ~ 6未満</td> <td style="border: 1px solid black;">2点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">3.36~4.01</td> <td style="border: 1px solid black;">3点</td> <td style="border: 1px solid black;">6 ~ 8未満</td> <td style="border: 1px solid black;">3点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">4.02~4.67</td> <td style="border: 1px solid black;">4点</td> <td style="border: 1px solid black;">8 ~ 11未満</td> <td style="border: 1px solid black;">4点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">4.68~5.33</td> <td style="border: 1px solid black;">5点</td> <td style="border: 1px solid black;">11 ~ 13未満</td> <td style="border: 1px solid black;">5点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">5.34~5.99</td> <td style="border: 1px solid black;">6点</td> <td style="border: 1px solid black;">13 ~ 16未満</td> <td style="border: 1px solid black;">6点</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">6.00~</td> <td style="border: 1px solid black;">7点</td> <td style="border: 1px solid black;">16 ~</td> <td style="border: 1px solid black;">7点</td> </tr> </tbody> </table>				実雇用率(%)	予備点	法定雇用障がい者数超過数(人)	予備点	2.01~2.69	1点	1 ~ 3未満	1点	2.70~3.35	2点	3 ~ 6未満	2点	3.36~4.01	3点	6 ~ 8未満	3点	4.02~4.67	4点	8 ~ 11未満	4点	4.68~5.33	5点	11 ~ 13未満	5点	5.34~5.99	6点	13 ~ 16未満	6点	6.00~	7点	16 ~
実雇用率(%)	予備点	法定雇用障がい者数超過数(人)	予備点																																
2.01~2.69	1点	1 ~ 3未満	1点																																
2.70~3.35	2点	3 ~ 6未満	2点																																
3.36~4.01	3点	6 ~ 8未満	3点																																
4.02~4.67	4点	8 ~ 11未満	4点																																
4.68~5.33	5点	11 ~ 13未満	5点																																
5.34~5.99	6点	13 ~ 16未満	6点																																
6.00~	7点	16 ~	7点																																
評価時確認方法	・常用雇用労働者数が50人以上の事業主は、平成29年6月1日現在の障害者雇用状況報告書(写し)により確認を行う。 ・常用雇用労働者数が50人未満の事業主は、平成29年6月1日現在の障がい者雇用状況報告書(常用雇用労働者50人未満の事業主用)(様式6-1)により確認を行う。																																		

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
契約期間中 確認方法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要
注意事項	・常用雇用労働者数 50人以上 雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る場合 ⇒「Ⅱ 障がい者雇用に関する取組」の個別点(9点)は0点 雇用障がい者数が法定雇用障がい者数と同数の場合 ⇒「(1)障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。」の予備点(7点)は0点 雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を上回る場合 ⇒実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数を評価
	・常用雇用労働者数 50人未満 障がい者を雇用していない場合 ⇒「(1)障がい者の実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数(平成29年6月1日現在)を評価する。」の予備点(7点)は0点 雇用障がい者数が1人以上の場合 ⇒実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数を評価 ※常用雇用労働者数が50人未満の事業主が落札候補者の場合は、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリング(労働者名簿、雇用契約書等の確認)により確認を行う。
配布資料等	・障がい者雇用率制度について(別添3) ・「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)について(別添4)
その他	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅱ 障がい者雇用に関する取組	履行担保方法
評価点	総点	30点	個別点	予備点5点	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
評価内容	詳細			1 現在の障がい者の雇用状況 (2)－① 障がい者の平均雇用継続期間(平成29年6月30日に在職する障がい者を対象とする。)を評価する。(予備点2点) (2)－② 障がい者の労働条件等を評価する。 ※障害者職業生活相談員を選任していない場合(ただし、平成30年3月31日までに選任することを確約した場合は除く。)は、Ⅱ－1－(2)の評価点(予備点5点)は0点とする。 (2)－③ 障がい者の定着率を評価する。(予備点3点)	契約期間中 ・評価時のみの確認のため、特に確認は不要
提出書類				・「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2) ・届け出た「障害者職業生活相談員選任報告書」の写し(別添5参照)	
加点方法				(2)－① 障がい者の平均雇用継続期間(平成29年6月30日に在職する障がい者を対象とする。)を評価する。(予備点2点) ・計算方法等の詳細は、「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2)を参照 a 平均雇用継続期間が2年6ヶ月以上3年未満 → 予備点1点 b 平均雇用継続期間が3年以上 → 予備点2点 ・平均雇用継続期間の算定にあたっては、小数点以下切捨。 (2)－② 障がい者の労働条件等を評価する。 ・障がい者の雇用条件について、最低賃金、各種保険加入等法令に抵触していないか確認を行う。 ・障害者職業生活相談員を選任していない場合(ただし、平成30年3月31日までに選任することを確約した場合は除く。)は、Ⅱ－1－(2)の評価点(予備点5点)は0点とする。 (2)－③ 障がい者の定着率を評価する。(予備点3点) ・計算方法等の詳細は、「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2)を参照。 ・平成26年6月1日から平成28年4月1日までの間に雇用された障がい者のうち、平成29年6月30日現在の在職状況 を評価する。 ・定着率については、小数点以下切捨。 a 定着率が70%以上～80%未満の場合 → 予備点1点 b 定着率が80%以上～90%未満の場合 → 予備点2点 c 定着率が90%以上の場合 → 予備点3点	注 ※ 評価の対象者について ・(2)－① については、平成29年6月30日に在職する障がい者を対象とする。 ・(2)－③ については、平成26年6月1日から平成28年4月1日までの間に雇用された障がい者のうち、平成29年6月30日現在在職している者を対象とする。 なお、障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第1条の4第1号に規定する精神障害者である常用雇用労働者(「雇用の期間の定めがなく雇用される労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用される労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」であって、週所定労働時間が20時間以上である労働者をいう。) ※ 落札候補者の提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリング(賃金台帳、解雇予告除外認定申請書及び退職願等の確認)により確認を行う。 なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触することが判明した場合は、「Ⅱ 障がい者雇用に関する取組」の評価点(個別点9点)は0点とする。 ※ 計算方法等について ・計算方法等の詳細は、「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2)を参照すること。 ・障害者職業生活相談員を選任していない場合(ただし、平成30年3月31日までに選任することを確約した場合は除く。)は、Ⅱ－1－(2)の評価点(予備点5点)は0点とする。 ・定着率の算定については、分母となる「雇用障がい者数」から「労働者の責めに帰すべき理由により解雇した障がい者数」及び「自己の都合により離職した障がい者数」を差し引いて算出する。
評価時確認方法				・「現在の障がい者の雇用状況」に関する報告書(様式6-2)により確認を行う。 ・届け出た「障害者職業生活相談員選任報告書」の写しにより確認を行う。	配付資料等 ・「障害者職業生活相談員選任報告書」(別添5)
					その他

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	II 障がい者雇用に関する取組
評価点	総点	30点	個別点	予備点4点
評価内容	詳細	<p>2 障がい者の就労支援に関する取組</p> <p>次の(1)の場合に加点する。</p> <p>(1) 指定施設等に対する業務発注について、企業としての合計額が一定額以上であること。 本件契約日以降2か年(契約日～平成31年10月31日まで)に実行される業務発注計画金額</p> <p>→ 指定施設とは、次のいずれかの施設等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ITステーション ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体(大阪府内の団体に限る) ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第5条第12項に規定する障害者支援施設(施設入所施設を除く)、同条第26項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る)を行う施設 <p><input type="checkbox"/> 大阪府から企業等と障がい者施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人及び、参加意思確認公募経て知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務に関する委託を受けた法人(一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)</p> <p>→ 業務発注とは、物品の買入れ又は役務の提供を受けることをいう。</p>		
		提出書類	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式7)</p>	
加点方法	<p>次の(1)と(2)の合計点数(上限予備点4点)を加点する。</p> <p>(1) 企業としての、指定施設等に対する「業務発注計画金額」の合計金額に応じ、次のとおり加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・160,000円以上240,000円未満⇒予備点1点 ・240,000円以上320,000円未満⇒予備点2点 ・320,000円以上400,000円未満⇒予備点3点 ・400,000円以上⇒予備点4点 <p>※発注金額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額とする。 ※本件契約日以降2か年(契約日～平成31年10月31日まで)に実行される業務発注計画金額 ※業務発注計画を作成する場合は、実現可能な発注計画となるよう、指定施設等に相談すること。また、業務発注計画金額については、指定施設等から見積書を徴することにより適切な金額を計上すること。</p>			
評価時確認方法	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式7)により確認を行う。</p>			

履行担保方法	<p>・障がい者の就労支援計画書(様式7)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。</p> <p>・提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。</p>	
	契約期間中確認方法	<p>・業務発注計画の内容や大阪府精神障がい者社会生活適応訓練事業の実施については、障がい者の就労支援実績報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。</p>
注意事項	注	<p>・本項目における業務発注計画は、指定施設等に対するものに限られること。なお、府の総合評価一般競争入札の業務内容を当該業務発注計画とすることはできない。</p> <p>・業務発注計画を作成する場合は、実現可能な発注計画となるよう、指定施設等に相談すること。また、業務発注計画金額については、指定施設等から見積書を徴することにより適切な金額を計上すること。</p> <p>※提案内容不履行の場合 当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、評価内容2(1)の提案が平成31年10月31日までに履行されていない場合は、平成32年度から平成34年度までに実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件(評価項目詳細シート(別紙3)その他◆2に記載の施設案件)において、「障がい者の就労支援」に係る評価項目は評価しない。</p>
	事	<p>・提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。</p>
その他	配	<p>・大阪府における行政の福祉化の取組みについて(別添1)</p>
	付資料等	<p>・大阪府ITステーションの概要(別添6)</p> <p>・在宅就業支援団体の概要(別添7)</p> <p>・大阪府工賃向上計画支援事業の概要(別添8)</p>

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅲ 就職困難者の雇用に関する取組					
評価点	総点	30点	個別点	18点中9点(予備点20点)					
評価内容	項目	1 就職困難者の雇用状況等							
	目	2 賃金等の労働条件 3 現在の母子家庭の母の雇用状況							
提出書類	・詳細は、別紙17～19参照								
加点方法	・上記1～3について、予備点20点<詳細は、別紙17～19参照>を算出し評価点(個別点9点)に換算する。換算方法は以下のとおり。								
	予備点	0	1	2	3	4	5	6	
	評価点	0	1		2				
	予備点	7	8	9	10	11	12	13	
	評価点	3		4		5			6
	予備点	14	15	16	17	18	19	20	
	評価点	6	7		8		9		
評価時確認方法	・詳細は、別紙17～19参照								

履行担保方法	・詳細は、別紙17～19参照	
契約期間中 確認方法	・詳細は、別紙17～19参照	
注意事項	配付資料等	・詳細は、別紙17～19参照
その他		

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅲ 就職困難者の雇用に関する取組
評価点	総点	30点	個別点	予備点11点
評価内容	詳細	<p>1 就職困難者の雇用状況等</p> <p>(1) 就職困難者の新規雇用予定者数を評価する(上限5名、予備点3点) ※新規雇用とは、平成29年11月1日から平成30年11月1日までに新たに雇用する雇用者数を言う。 ただし、過去1年以内に雇用していた就職困難者を除く。</p> <p>(2) 就職困難者の既雇用者数を評価する(予備点9点)</p> <p>(3) 就職困難者の定着状況(予備点3点)</p> <p>(4) 障がい者等就職困難者の雇用促進 大阪府が実施する障がい者等就職困難者の雇用促進施策への協力を評価 ○障がい者の雇用促進(予備点1点) 「障がい者サポートカンパニー制度」への登録 ○就職困難者の就労支援(予備点1点) 大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者である(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)への加入 (どちらも平成29年7月12日に登録又は加入されていることを評価する。)</p> <p>※(1)～(3)の評価対象は、大阪府内の次の①～⑥の各センターの利用者とする。 ①地域就労支援センター、②障害者就業・生活支援センター、③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、④ホームレス自立支援センター、⑤地域若者サポートステーション、⑥生活困窮者自立支援機関 (但し、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。)</p> <p>※(1)・(2)の人数については、新規雇用予定者数と既雇用者数の組み合わせも可 ※(1)～(3)を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>		
		提出書類	<p>①就職困難者の雇用等に関する取組提案書(様式8-1) ②就職困難者雇用計画書(様式9) ③就職困難者雇用実績報告書(様式10)</p>	
加点方法	<p>(1) 新規雇用予定者数に応じて評価(上限5名、予備点3点)</p> <p>(2) 既雇用者の雇用者数に応じて評価(予備点9点)</p> <p>(3) 定着状況に応じて評価(予備点3点) 定着率が、70～80%未満…1点、80～90%未満…2点、90%以上…3点</p> <p>(4) 障がい者等就職困難者の雇用促進 大阪府が実施する障がい者等就職困難者の雇用促進施策への協力を評価 ①「障がい者サポートカンパニー制度」への登録(予備点1点) ②補助事業者である(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)への加入(予備点1点) (どちらも平成29年7月12日に登録又は加入されていることを評価する。)</p> <p>※(1)・(2)の配点(人数については、新規雇用予定者数と既雇用者数の組み合わせも可) 1人…1点 2～3人…2点 4～5人…3点 6～7人…4点 8～9人…5点 10人…6点 11人…7点 12人…8点 13人以上…9点</p> <p>※(1)～(3)を合わせた予備点の上限は9点とする。</p>			
	評価方法	<p>①就職困難者の雇用等に関する取組提案書(様式8-1) ②就職困難者雇用計画書(様式9) ③就職困難者雇用実績報告書(様式10)</p>		

履行担保方法	<p>・新規雇用者数については、就職困難者雇用計画書(様式9)により提案を受けた内容を仕様書に規定する。 ・新規雇用提案のあった雇用時期については、平成30年6月1日を1回目の期限、平成30年11月1日を2回目の期限とし、それぞれの期限までに雇用する人数を仕様書に規定する。 <提案人数に応じた履行期限>(期限よりも早い雇用予定とすることも可) ・3人まで…平成30年6月1日 ・4人～5人…平成30年11月1日</p>
契約期間中確認方法	<p>・就職困難者を新たに雇用又は解雇した場合は、速やかに就職困難者雇用状況報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。 就職困難者を解雇したことが判明した場合には、事業者に対して、速やかに予定人数を満たすよう人員の補充を求める。 ・各年度、就職困難者の雇用状況について、就職困難者雇用実績報告書(契約締結後配布)の提出を求める。</p>
注意	<p>※(1)から(3)の評価対象者は、大阪府内の次の①～⑥の各センターの利用者とする。 ①地域就労支援センター、②障害者就業・生活支援センター、③大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、④ホームレス自立支援センター、⑤地域若者サポートステーション、⑥生活困窮者自立支援機関 (但し、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。)</p> <p>(1)(新規雇用者) 平成29年11月1日から平成30年11月1日までに新たに雇用する雇用者数を提案すること。 なお、貴社が複数の入札物件に入札する場合は、それぞれ入札物件ごとに新たに雇用する雇用者数をそれぞれ提案すること。 (例):2つの入札物件<①大阪府立大学中百舌鳥キャンパスと②大阪精神医療センター>に入札する場合⇒①大阪府立大学中百舌鳥キャンパス:新規雇用者2名、②大阪精神医療センター:新規雇用者4名…入札物件①、②両方とも落札した場合、会社としての新規雇用者は6名となる。 ただし、知的障がい者及び精神障がい者については、総合評価実施対象施設(別紙3のその他◆2に記載の施設)は、配置基準を設けているので、当該施設以外の現場での雇用とすること。</p> <p>(2)(既雇用者) 平成26年6月1日から平成29年6月30日までの間に雇用された者のうち、平成29年6月30日現在在職している者</p> <p>(3)(定着状況) 平成26年6月1日から平成28年4月1日までの間に雇用された者のうち、平成29年6月30日現在在職している者</p>
事項	<p>※ここでいう「雇用された者」とは常用雇用労働者をいい、臨時的又は一時的に雇用する者を除く。 ※「常用雇用労働者」とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。 ・一週間あたりの労働時間が30時間以上あること。 ・雇用の期間の定めがなく雇用されること。または、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。 (すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されることと見込まれること。) ・各種保険制度(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など)に加入していること。 ※定着状況の算定については、分母となる「就職困難者数」から「労働者の責めに帰すべき理由により解雇した就職困難者数」及び「自己都合により離職した就職困難者数」を差し引いて算出する。 ※提案のあった内容については、関係部局等による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 ※提案内容不履行の場合 当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、提案した新規雇用予定者数以上の雇用が平成30年11月1日(新規雇用予定者数が3人までの場合は、平成30年6月1日)までに履行されていない場合は、平成31年度から平成33年度までに実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件[評価項目詳細シート(別紙3)その他◆2に記載の施設案件]において、「就職困難者の雇用に関する取組」に係る評価項目は評価しない。</p>
配付資料等	<p>・「障がい者サポートカンパニー制度」について(別添9) ・「(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(c-step)の概要」について(別添10) ・地域就労支援センター(別添11) ・障害者就業・生活支援センター(別添12) ・母子家庭等就業・自立支援センター(別添13) ・ホームレス自立支援センター(別添14) ・地域若者サポートステーション(別添15) ・自立相談支援事業について(別添16)</p>
その他	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3] 公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅲ 就職困難者の雇用に関する取組
評価点	総点	30点	個別点	予備点4点
評価内容	詳細	2 賃金等の労働条件 (1)賃金等の確認 (2)各種保険加入の確認 (3)勤務日数及び有給休暇制度の確認 (4)育児・介護制度の充実に係る取組の有無 (予備点1点) (5)公正採用選考人権啓発推進員の選任及び公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修の受講の有無 (予備点1点) (6)従業員が離職する際の再就職あっせん等の支援 (予備点1点) (7)その他従業員の労働条件等の向上に取り組んでいる事項 (予備点1点)		
提出書類	・就職困難者の雇用等に関する取組提案書(様式8-2)			
加点方法	・企業における賃金等の雇用条件について、最低賃金、各種保険加入等法令に抵触していないかなどを確認するとともに、(4)～(7)の該当項目数に応じて1～4点(予備点)を加点。 (1)～(3)の項目については、法令遵守事項及びそれに準じる重要事項について確認を行うもの (4)については、育児・介護休業法に定められた措置以上の努力義務にかかる措置を講じていれば1点(予備点)加点 (例:①勤務時間の短縮(3歳～就学まで)、②所定外労働時間の免除(3歳～就学まで)、③フレックスタイム、④始業・終業時刻の繰り上げ下げ、⑤託児施設の設置運営、⑥⑤に準ずる便宜の供与、⑦育児休業に準ずる措置など) (5)については、公正採用選考人権啓発推進員を設置するとともに、大阪府が実施する公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修を受講していれば1点(予備点)加点 (6)については、再就職のあっせん、離職前の配置転換・職種転換などの制度(就業規則等社内規程に定められている場合)があれば1点(予備点)加点 (7)については、上記の6項目にとらわれず、企業独自の取組みについて自由に記載し、従業員の労働条件向上につながると評価されれば1点(予備点)加点 (例:仕事と家庭の両立支援・ワークライフバランスの取組み、キャリアアップ教育の実施、メンタルヘルス対策、「男女いきいき・元気宣言」事業者登録を行っている など)			
評価時確認方法	就職困難者の雇用等に関する取組提案書(様式8-2)により確認			
履行担保方法	・提案のあった内容は、府の関係部局等によるヒアリングを行うとともに、賃金台帳、就業規則等で事後の確認を行う。			
契約期間中確認方法	・提案のあった内容は、府の関係部局等によるヒアリングを行うとともに、賃金台帳、就業規則等で事後の確認を行う。			
注	※提案のあった内容については、府の関係部局等による落札候補者に対するヒアリング(賃金台帳、就業規則等)により確認を行う。 なお、ヒアリングの結果、労働関係法令等に抵触した場合等は、「Ⅲ 就職困難者の雇用に関する取組」の評価点(個別点9点)は0点とする。 ※「(5)公正採用選考人権啓発推進員の選任及び公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修の受講の有無」については、既に推進員の選任をしており、研修を受講している、若しくは、平成29年7月12日現在において、選任の届出がされており、研修への受講申込が完了していれば、評価する。			
注意事項	配付資料等	・公正採用選考人権啓発推進員の概要(別添17) ・公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修の案内(別添18) ・「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度(別添19)		
その他				

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3]公共性(施策)評価 (福祉への配慮)	項目	Ⅲ 就職困難者の雇用に関する取組																										
評価点	総点	30点	個別点	予備点5点																										
評価内容	詳細	3 現在の母子家庭の母の雇用状況 ・母子家庭の母の雇用率又は雇用者数(平成29年6月1日に在職する母子家庭の母を対象とする。)を評価する。(予備点5点)				履行担保方法 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。																								
	提出書類	・現在の母子家庭の母の雇用状況に関する報告書(様式11)				契約期間中 ・母子家庭の母を雇用していることを示す書類(扶養控除申告書、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書等)の確認を行うことがある。																								
加点方法	・雇用率及び雇用者数に応じて評価する。(予備点 5点) → 母子家庭の母の雇用率の算出は障がい者の法定雇用率の計算方法に準じ、常用雇用労働者に対する比率とする。 ・平成29年6月1日現在、雇用関係にある常用雇用労働者数に占める母子家庭の母の常用雇用者数の比率を算出すること。 <雇用率及び雇用者数の予備点配分>				注 意 事 項																									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用率(%)</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.00~1.24</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.25~1.49</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.50~1.74</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.75~1.99</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2.00~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用者数</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1~4</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5~8</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9~11</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12~14</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table> </td> </tr> </table>					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用率(%)</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.00~1.24</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.25~1.49</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.50~1.74</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.75~1.99</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2.00~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table>	雇用率(%)	予備点	1.00~1.24	1点	1.25~1.49	2点	1.50~1.74	3点	1.75~1.99	4点	2.00~	5点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用者数</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1~4</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5~8</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9~11</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12~14</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table>	雇用者数	予備点	1~4	1点	5~8	2点	9~11	3点	12~14	4点	15~
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用率(%)</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.00~1.24</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.25~1.49</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.50~1.74</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.75~1.99</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2.00~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table>	雇用率(%)	予備点	1.00~1.24	1点	1.25~1.49	2点	1.50~1.74	3点	1.75~1.99	4点	2.00~	5点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">雇用者数</th><th style="text-align: center;">予備点</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">1~4</td><td style="text-align: center;">1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5~8</td><td style="text-align: center;">2点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9~11</td><td style="text-align: center;">3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12~14</td><td style="text-align: center;">4点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">15~</td><td style="text-align: center;">5点</td></tr> </table>	雇用者数	予備点	1~4	1点	5~8	2点	9~11	3点	12~14	4点	15~	5点					
雇用率(%)	予備点																													
1.00~1.24	1点																													
1.25~1.49	2点																													
1.50~1.74	3点																													
1.75~1.99	4点																													
2.00~	5点																													
雇用者数	予備点																													
1~4	1点																													
5~8	2点																													
9~11	3点																													
12~14	4点																													
15~	5点																													
評価時確認方法	・現在の母子家庭の母の雇用状況に関する報告書(様式11)により確認を行う。				そ の 他 ◆母子家庭の母の定義: 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない(死別、離婚等、又は婚姻によらないで母となった)女子で、20歳未満の児童を扶養している方。																									

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3]公共性(施策)評価 (環境への配慮)	項目	I 環境マネジメントシステムの導入	履行担保方法
評価点	総点	6点	個別点	2点	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
評価内容	詳細	1 入札参加者の入札日の前日時点の環境マネジメントシステム認証の取得状況を評価する。 ※ 環境マネジメントシステム認証とは、ISO14001、エコアクション21(これと相互認証するものを含む)認証、KES(これと相互認証するものを含む)認証、エコステージ認証、その他第三者認証をいう。			契約期間中 ・評価時のみの確認のため、特に確認は不要
提出書類	次のいずれかの写し ・ISO14001登録証 ・エコアクション21(これと相互認証するものを含む)登録証 ・KES(これと相互認証するものを含む)登録証 ・エコステージ登録証 ・その他第三者認証制度の登録証				※評価にあたっては、重複評価は行わない。
加点方法	・ISO14001、エコアクション21(これと相互認証するものを含む)、KES(これと相互認証するものを含む)、エコステージのいずれかの取得者⇒2点 ・その他第三者認証制度取得者⇒1点 ※ ただし、重複評価は行わない。				
評価時確認方法	・各種登録証等により確認を行う。				注 意 事 項 配 付 資 料 等 ◆各認証制度等の窓口ホームページ ①エコアクション21→一般財団法人持続性推進機構のホームページ http://www.ea21.jp/ ②KES→特定非営利活動法人 KES環境機構のホームページ http://www.keskyoto.org/ ③エコステージ→一般社団法人エコステージ協会のホームページ http://www.ecostage.org/

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3]公共性(施策)評価 (環境への配慮)	項目	II 再生品の使用
評価点	総点	6点	個別点	2点
評価内容	詳細	1 当該業務で使用する資機材の再生品(大阪府認定リサイクル製品、エコマーク商品、又はPE Tボトルリサイクル推奨マーク商品)の使用計画(平成30年1月31日までに使用開始予定)を評価する。		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 資機材等再生品使用計画書(様式12) 再生品であることがわかる内容の商品カタログ等(当該再生部分の写しのみでよい。) 			
加点方法	<p>再生品の使用状況に応じて加点(2点)</p> <p><加点方法> 清掃において一般的に使用する資材を「作業服」「ほうき関連製品」「デッキブラシ関連製品」「モップ関連製品」「ダストクロス」「ちりとり・バケツ・ダストカートほか」の6区分に分け、当該業務で使用する資機材における再生品の使用計画に応じて加点する。 再生品は、大阪府認定リサイクル製品、エコマーク、PETボトルリサイクル推奨マークがついているもののみを対象とする。 報告書等に使用する紙類等の事務用品や当該業務以外で使用する資機材は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6区分全てで再生品を使用する場合 ⇒2点 4から5区分で再生品を使用する場合 ⇒1点 <p>(再生品を使用する区分が4区分に満たない場合は加点しない。)</p>			
評価時確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 資機材等再生品使用計画書(様式12)及び添付された商品カタログの写し等により確認を行う。 			

履行担保方法	<ul style="list-style-type: none"> 再生品の使用についての提案のあった資機材を当該業務に使用する旨を仕様書に規定する。 	
契約期間中 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の規定に基づき、資機材に提案のあった再生品が使用されているか、資機材等再生品使用実績報告書(契約締結後配布)の提出を求め確認を行う。 	
注意	<ul style="list-style-type: none"> 業務で使用する資機材、作業服等は評価対象になるが、報告書等に使用する紙類等の事務用品や当該業務以外で使用する資機材については評価の対象とはならない。 <p><u>※提案内容不履行の場合</u> <u>当該契約の相手方の責めに帰すべき理由により、提案した再生品が平成30年1月31日までに使用されていない場合は、平成30年度から平成32年度までに実施する清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札の全ての案件[評価項目詳細シート(別紙3)その他◆2に記載の施設案件]について、再生品の使用に係る評価項目は評価しない。</u></p>	
	配付資料等	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆大阪府リサイクル製品認定制度のホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjuncan/recycle-products/ 	

評価項目詳細シート

評価項目	分類	[3]公共性(施策)評価 (環境への配慮)	項目	Ⅲ 次世代自動車の使用
評価点	総点	6点	個別点	2点
評価 内容	詳	1 入札参加者の次世代自動車[※1]の使用[※2]状況の評価する。		
	細	※1 「次世代自動車」は電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・水素エンジン自動車・クリーンディーゼル車を指す。 ※2 「使用」とは自社で自動車を所有していることまたは車検証上自社が使用者として登録されているリース車を使用することを指し、レンタカー及び他社名義の自動車の使用は含まない。		
提出書類	・次世代自動車使用状況報告書(様式13)			
加点方法	・入札参加者の次世代自動車の使用状況に応じて加点(2点) 入札参加者の社全体で使用している自動車のうち、次世代自動車の使用率(小数点以下切捨) 10%以上20%未満 ⇒1点 20%以上 ⇒2点 なお、車を1台も使用していない場合には、2点を加点する。			
評価時確認方法	・次世代自動車使用状況報告書(様式13)により確認を行う。			

履行担保方法	・次世代自動車の使用状況については、評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	・次世代自動車の使用状況については、評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注 意	・提案のあった内容については、府の関係部局による落札候補者に対するヒアリングにより確認を行う。 → 落札候補者となったときは、「車検証の写し」を提出していただきます。	
事 項	配 付 資 料 等	
そ の 他		